

## 第1章 転落事故に関する事実関係の検証

### 1 事故の事実経過

#### (1) 事故の概要

##### ① 事故が発生した学校

[学校名] 堺市立東深井小学校

[所在地] 堺市中区深井水池町3 2 1 4 番地

[校長] 井野 久美子

[全校児童数] 780名

[うち第4学年は、4学級 児童数141名(男67名、女74名)]

##### ② 発生日時

平成23年10月12日(水) 午前8時10分頃

天気(晴) 気温(23℃)

##### ③ 発生場所 (6、7ページ 平面図参照)

[場所] 南館校舎2階4年3組教室前廊下

[発見現場] 南館校舎1階中庭通路(コンクリート)

##### ④ 事故の当事者

4年3組 男子児童 (10歳)

##### ⑤ 事故内容

平成23年10月12日(水)午前8時10分頃、当該男子児童が東深井小学校南館校舎2階にある4年3組教室前の廊下の窓から中庭通路のコンクリート部分に転落した。ガラスが割れる音を聞いた支援学級担任が支援学級教室からすぐに現場に駆けつけ、当該児童が倒れているのを発見した。支援学級担任から職員室で第一報を受けた教頭が119番通報し、救急隊を要請した。

当該児童は救急車により近畿大学医学部附属病院救命救急センターに搬送されたが、午前11時頃、医師により死亡が確認された。

当該児童は、2階廊下にある窓の鍵(高さ187cm)を開けようと、窓際に置いてあった金属製の用具入れ(高さ93cm)の天板に靴を脱いで上り、解錠し、窓を開けた。この時、右足を窓と手すりの間に入れており、下りようとした際に、バランスを崩して後ろ向きに倒れ、1階中庭通路(コンクリート)に転落したものと考えられる。

## (2) 日常の学校の状況

- 東深井小学校では登校時刻は午前8時から午前8時20分としている。始業は午前8時30分からで、午前8時15分頃にはほとんどの児童が登校し、校内に入っている。
- 早く登校した児童が、午前8時に職員室で教室の鍵を受け取るようになっており、鍵が開けられるまで、教室前で待っている児童もいる。
- 日頃から上の大きい窓は教職員が開閉し、下の小さな窓は児童が行うこととしてどのクラスでも児童に指導していた。
- 4年3組の担任は、毎朝、8時過ぎに教室に行って児童を迎えている。窓を開ける必要のある場合は、担任が教室に行った時に、上の大きい窓を開けるか、職員朝礼後に開けていた。
- 4年3組では、2名の「教室がかり」の児童が、教室と廊下の下の段の小さい窓の開閉、照明の点灯・消灯、教室を移動する際の戸締りを行うこととなっていた。
- 4年生の児童数名が今年度になって用具入れに上っていたことが、事故後の調査でわかった。
- 当該児童は平素から仲の良い友だちとボールなどを使って外で遊ぶなど活発な児童で、トイレのスリッパを自ら揃えるなど主体的な行動がみられた。

## (3) 事故前の学校の状況

- 当該児童の正確な登校時刻は不明であるが、家を出た時刻から推測すると午前8時過ぎには登校していたと思われる。
- 午前8時頃に4年3組の隣の4年4組の教育実習生が教室前の廊下の窓を開けた。この時、4年3組教室前の廊下の窓は、上下とも閉まっていたことを確認している。
- 担任は午前8時頃に出勤し、午前8時5分頃、始業準備のため4年3組教室に行くと、教室にはすでに15～16人の児童がいたが、この中に当該児童が含まれていたかは不明である。
- 担任が教室に入った時、照明が点いておらず、教室内の窓、カーテンも閉まっていた。この時、入り口付近に「教室がかり」の児童が1人いたので、「電気を点けて、窓を開けようね。」と、まわりの2～3人には聞こえる程度の声の大きさをかけた。
- 「教室がかり」の児童が教室の照明を点けた後、窓を開けようとしたが、担任は、この児童の荷物の整理ができていなかったため、「用意がすんでからでいいよ。」と言った後、教室の奥（廊下と反対側の窓付近）で別の児童と話をしていた。
- 事故を目撃した児童の証言によると、午前8時10分頃、廊下奥のワゴン室前に数人の児童が集まっており、4年3組前の廊下には、当該児童を含め、3人の児童がいた。  
(8ページ 事故現場の見取り図参照)

#### (4) 事故の状況

- 午前8時10分頃、担任が教室の奥で別の児童と話をしていた時、廊下側で「落ちた」という子どもの声を聞いた。担任がすぐに廊下に出ると、下の段の小窓が割れ、小窓の上の大きな窓が開いた状態になっていた。開いた窓から下を見ると当該児童が1階中庭通路に倒れていたの、職員室へ行って助けを求め、中庭に向かった。
- 4年4組にいた実習生は、廊下の窓を開けた後、教室に入って他の児童と話をしていたが、「落ちた」という声で、4年3組の担任とほぼ同時に廊下に出た。
- 2階の4年3組教室前の廊下で、同級生の児童A（8ページ 事故現場の見取り図参照）が、当該児童が転落する場面を目撃した。児童Aから聞いた内容については次のとおりである。
  - ・当該児童は、窓際に置いてあった金属製の用具入れの前で靴を脱ぎ、柱を挟んで設置していた左隣の用具入れのところに歩いて移動し、一段ずつ足をかけて天板に上り、解錠して窓を開けた。（11ページ 現場見取図参照）
  - ・この時、当該児童は児童Aを含め、だれとも会話はしておらず、窓の下の地上にいた児童とも話している様子は見られなかった。
  - ・下りようとした際に、窓と手すりの間に入れていた右足がひっかかってバランスを崩し、かかとが下の小さな窓に当たり、窓ガラスが割れた。
  - ・後ろ向きになり（顔は校舎側）、窓と柱に両手を広げ、身体を支えようとしたが、そのまま転落した。
- 用具入れの上にはドッジボールを入れた段ボール箱や習字の道具箱が天板の左側約3分の2を占める程度に置かれていた。  
当該児童が右足を窓と手すりの間に入れて理由は不明である。
- 1階の調理場前にある4年生の靴箱のところにいた同級生の児童B（8ページ 事故現場の見取り図参照）は、窓ガラスが割れた音を聞き見上げると、当該児童が体をひねりながら落ちていくのを目撃した。
- 2階の4年3組教室東側階段にいた同級生の児童C（8ページ 事故現場の見取り図参照）は、誰かが発した「危ない」という声を聞き、振り向いて窓の方に数歩近づくと、当該児童が上の窓から落ちていくところが見えた。
- 支援学級担任（4年3組の対面校舎の1階が支援学級、6ページ1階平面図参照）が支援学級教室で窓ガラスの割れる音を聞いてすぐに中庭に駆け付け、当該児童がうつ伏せになって倒れているのを発見した。すぐに救急隊の要請が必要と判断し、職員室に戻り「子どもが落ちた」と大声で教頭に知らせた。
- 校長は、児童通用門で登校指導を行っていたが、「児童が落ちた」という大きな声を聞いて、急いで現場に駆けつけた。
- 午前8時13分、支援学級担任からの報告を受けた教頭が119番に通報し、救急隊を要請した。並行して当該児童の3年時の担任が保護者に連絡した。
- 職員室からの連絡を受けた養護教諭が転落した現場に駆け付けると、当該児童の様子は、歯が折れて、口から出血していた。うつ伏せの状態から首を持ち上げ、起きようとしていたが、名前を呼びかけても返事がなく、意識がはっきりしていたかは定かではなかった。しばらくすると、当該児童が「痛い」と声を出し、顔色も次第に悪くなった。その様子から頭部を打っている可能性が高く、動かすと危険と判断し救急隊を待った。

## (5) 事故後の学校の状況

- 午前8時20分救急車が学校に到着し、午前8時27分、養護教諭が同乗し近畿大学医学部附属病院救命救急センターに搬送された。当該児童は救急車の中でも「痛い」と声に出すなど反応があった。
- 2時限目の午前9時45分、体育館において全校集会を開き、校長から全児童に対して転落事故があったことを知らせ注意を促した。
- 近畿大学医学部附属病院救命救急センターにおいて、医師による懸命な処置がなされたが、午前11時頃、当該児童の死亡が確認された。室外にいた養護教諭と指導主事に当該児童の父親から死亡が伝えられた。
- 午前11時頃、指導主事から当該児童死亡の報告を受けた校長は、午前11時40分に緊急職員会議を開き、当該児童の死亡の報告、給食後の全児童の下校など午後の対応、保護者宛て文書の作成及び配布等を指示した。
- 午後1時頃、西堺警察署において、教頭、担任、養護教諭が当該児童のご両親に謝罪し、事故の状況を説明した。
- 午後1時50分、校長は、改めて体育館で全校集会を行い、全児童に当該児童が亡くなった事実を伝え、全員で黙とうを行い、午後2時10分に全児童による集団下校を実施した。
- 午後3時45分、職員会議を開き、校長の指示により校舎内の廊下窓側に置かれた用具入れをすべて教室側に移動した。
- 午後6時50分、校長、教頭が当該児童の家庭を訪問し、ご両親に謝罪し、弔意を表した。
- 10月15日(土)午前10時から、体育館において保護者説明会を行った。全員での黙とうの後、事故の概要説明と全校舎の廊下の窓側に置かれた用具入れを教室側に移動したこと、緊急の安全点検を行い危険箇所には注意喚起のための表示をつけたこと等、緊急に対応したことや、今後の安全対策について説明し、保護者からの質疑に答えた。  
(保護者参加人数 324名 / 全校児童数780名)

### ※主な質疑内容

- Q:廊下窓下におかれた用具入れについて危険という認識はなかったのか。
- A:振り返れば、改善すべき点であったと考える。既に用具入れは教室側に移動し、今後撤去の方向で考えている。
- Q:他の危険個所の有無について。
- A:備え付けの傘立てがあり、撤去に向け準備している。また、危険箇所での注意表示や児童に対する注意喚起も並行して行っている。

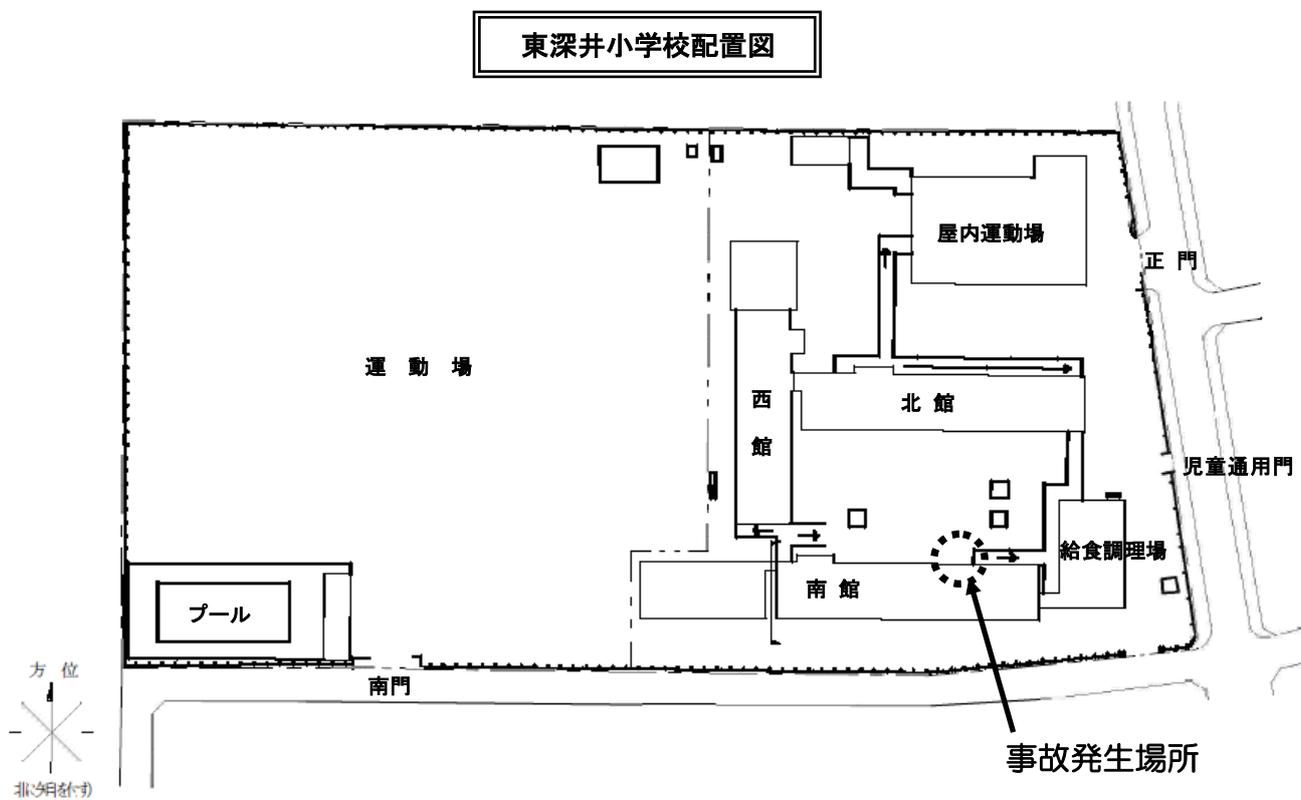
## (6) 教育委員会事務局の対応

- 午前8時20分、堺市消防局の救急車出動報告を受けた本市危機管理室から教育委員会事務局学校教育部に、東深井小学校の児童が校舎2階廊下から転落したとの第一報が入った。

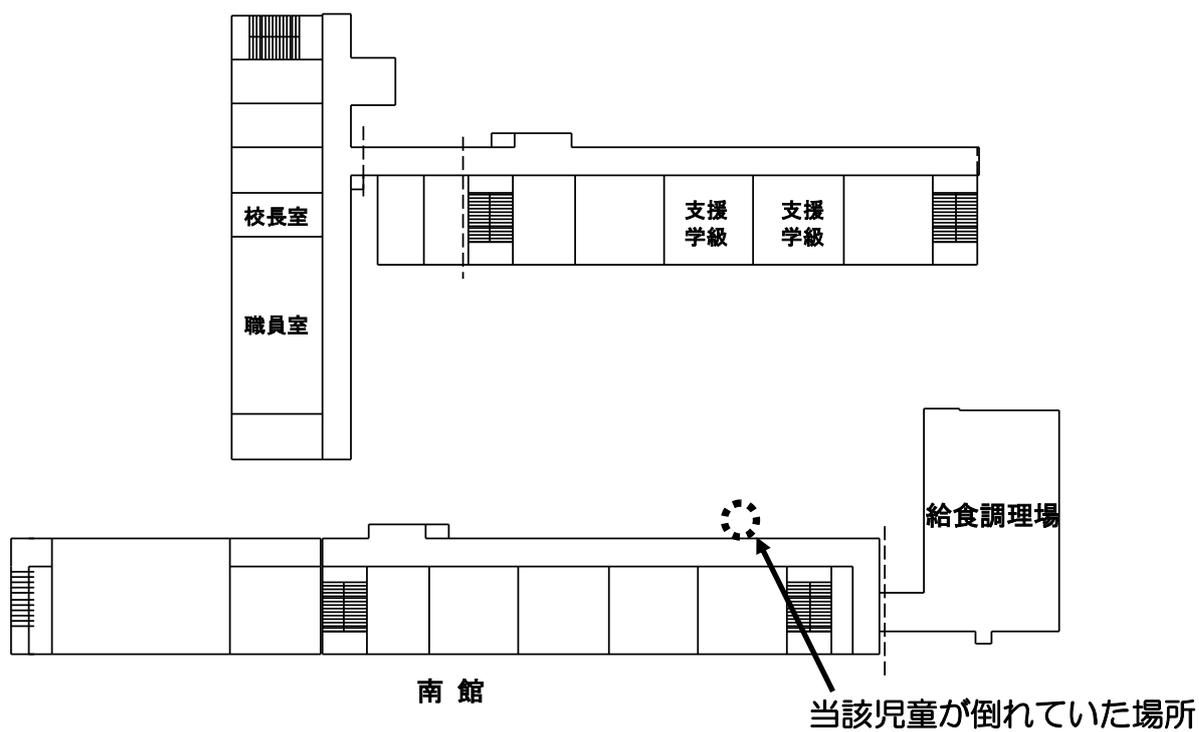
- 学校教育部参事は、校長に電話で連絡し、事故の発生を確認した。校長から、4年3組男子児童が南館校舎2階から落下し、すぐに救急車を呼び近畿大学医学部附属病院救命救急センターに搬送されたこと等の報告を受けた。午前8時50分、生徒指導課指導主事1名を東深井小学校に派遣した。
  - 午前9時35分、堺市消防局の報告を受けた本市危機管理室から教育委員会事務局学校教育部に、当該児童は顔面、頭部等を負傷しており、病院到着後、心肺停止状態であるという連絡が入った。
  - 午前9時45分、生徒指導課総括指導主事1名、保健給食課総括指導主事1名、指導主事1名、施設課職員2名を学校に、生徒指導課指導主事1名を病院に派遣した。
  - 午前10時1分、学校教育部参事は、校長に電話で連絡し、当該児童が心肺停止状態であることを伝えた。
  - 病院に派遣した指導主事が、午前11時頃に学校と学校教育部生徒指導課に当該児童の死亡を報告した。
  - 午後5時30分、臨時全市校園長会を開催し、学校教育部長及び学校管理部長から事故の概要説明と、校園の安全管理の徹底、緊急安全点検の実施を指示した（16ページ参照）。
  - 事故翌日からスクールカウンセラーを東深井小学校に派遣し、児童、教職員及び保護者の心のケアに努めた。
- ※主な対応例
- ・保護者会では、事故を受けて子どもに現れる心身への影響や、保護者の子どもへの適切な接し方について助言した。
  - ・事故の様子を見た児童や当該児童と仲の良かった児童に対しては、怖さや悲しみ、つらいといった感情などの対応のため、カウンセリングを行った。
- （派遣期間：10月13日（木）～10月末は毎日、11月～12月末は週に1回

(7) 東深井小学校校舎等配置図

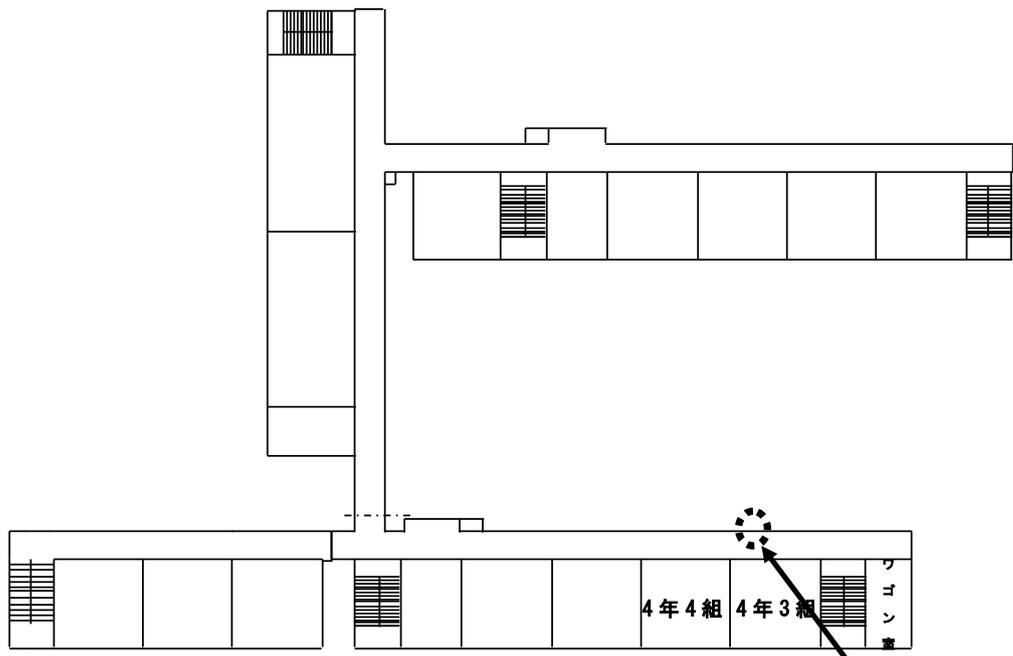
① 校舎配置図



② 1階平面図



③ 2階平面図

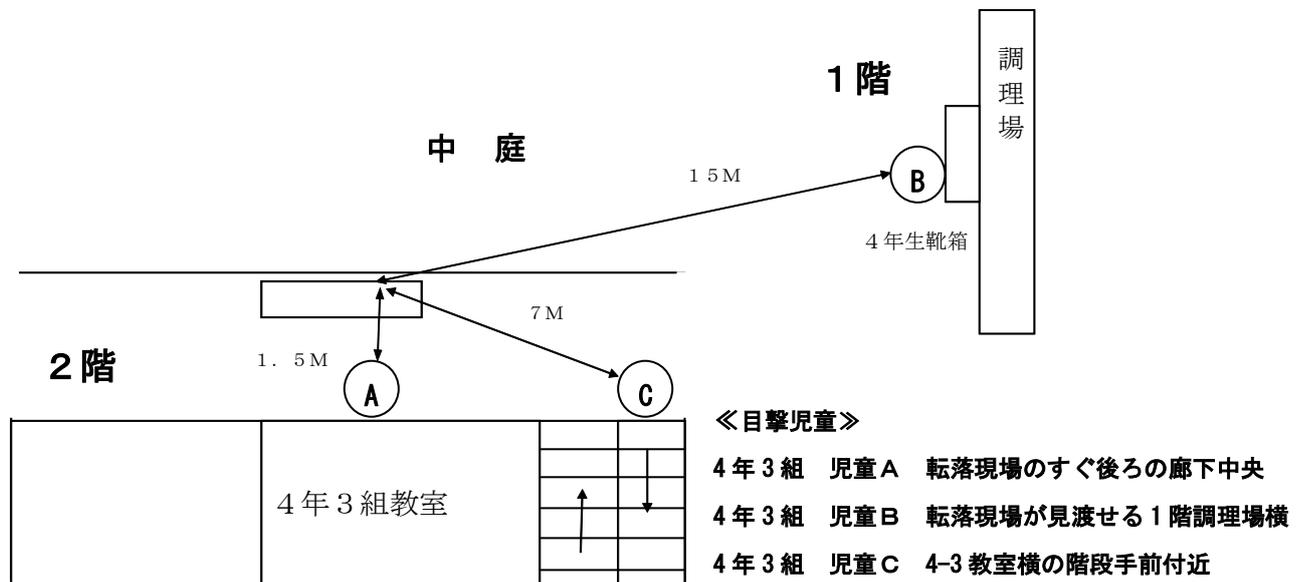
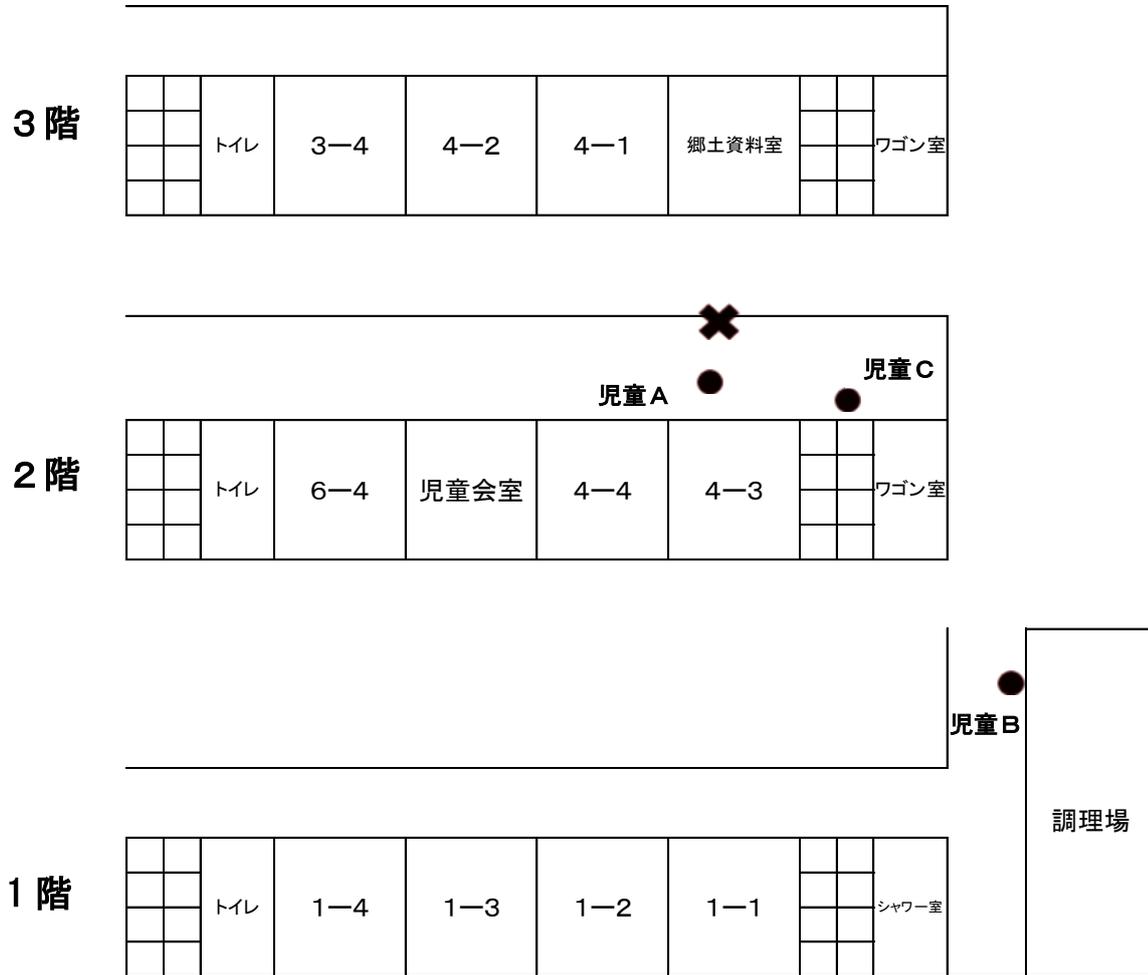


南館

当該児童が転落した窓

(8) 事故現場の見取り図

南 館



(9) 事故現場の写真



当該児童が転落した現場周辺



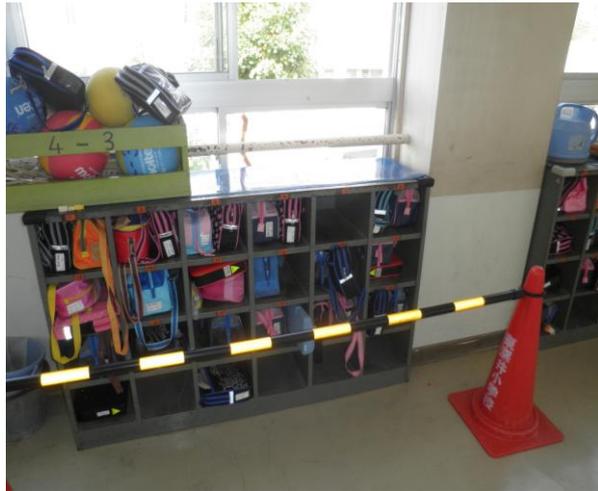
教室前廊下の窓の状況  
(10/12事故直後撮影)



用具入れ(上面)天板と小窓の状況  
(10/12事故直後撮影)



南館2階4年3組教室前廊下の状況



用具入れの状況



児童Bの位置から見た南館北側の窓



児童Cの位置から見た南館北側の窓  
(後日用具入れを設置して再現したもの)

## 2 東深井小学校におけるこれまでの状況

### (1) 施設・設備の状況

事故現場となった普通教室前の廊下の窓は、床から86cmの高さの部分に縦30cmの小窓と、その上部10cmの棧を挟んで、126cmの高さから縦150cmの大窓が設置されている。小窓には身を乗り出すことを防ぐため、104cmの高さに直径約4.3cmの手すりを設置している。また、大窓のクレセントは約187cmの高さにあり、大窓の中心よりやや下にある（下図参照）。

転落防止を図る安全上の高さとしては、建築基準法施行令（※1）には110cm以上が必要とされており、この基準に準じて対応してきた。

今回事故のあった2階廊下窓際に置かれていた金属製の用具入れは、造り付けではなく、移動可能な備品であり、高さ93cm、幅152cm、奥行38cmである。用具入れに上ると、10cmの棧の上部(高さ126cm)までは、高さ33cmの状態となる。

なお、校長によると「この用具入れは自分がこの学校に赴任した時（平成21年4月）には設置されていた。」とのことであり、設置時期を調査した結果、少なくとも平成12年にはすでに設置されていたことが確認された。

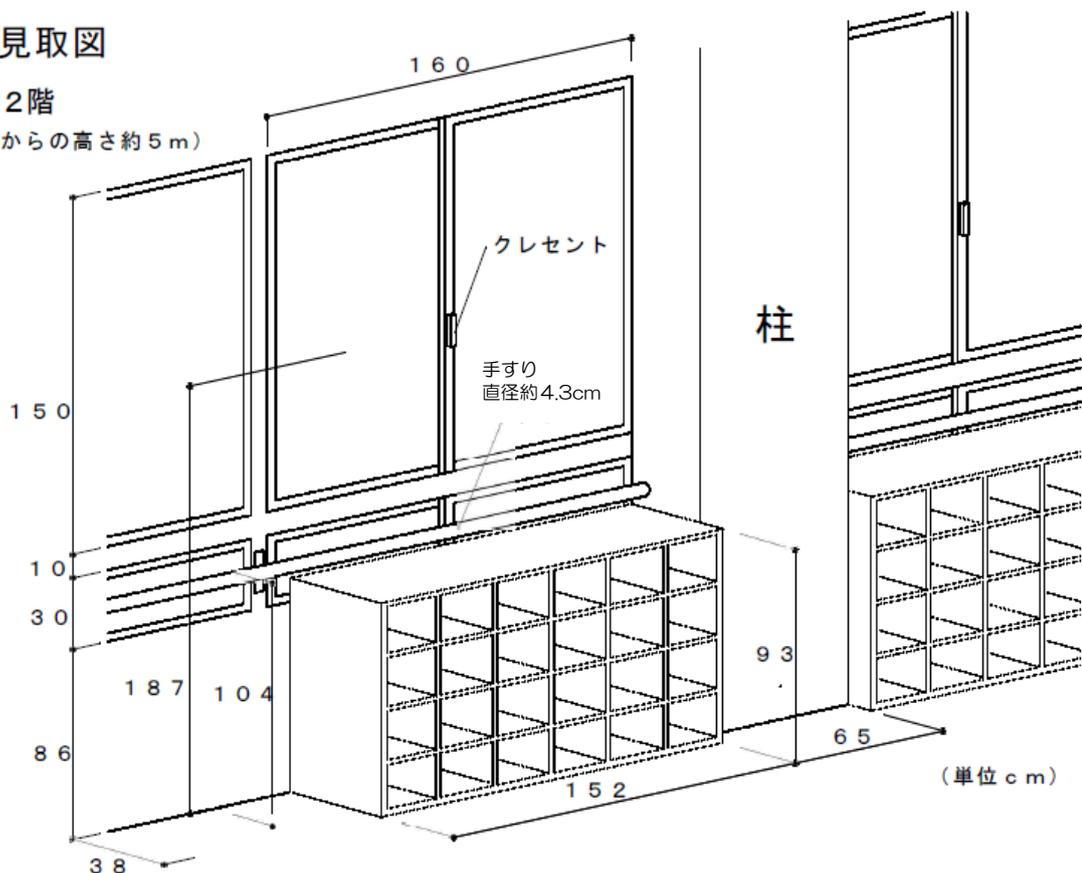
※1 建築基準法施行令第126条第1項

「屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。」

### 現場見取図

校舎2階

(地上からの高さ約5m)



## (2) 安全に関する取組状況

### ① 安全点検

本市においては、毎月15日を「学校園安全点検指導日」とし、教職員及び幼児児童生徒（以下、「児童等」という。）の安全意識の高揚を図るとともに、日頃の安全管理指導をさらに徹底する日として安全点検を実施している。東深井小学校においても、校舎内外の施設・設備・備品等に応じた安全点検表を作成し、全教職員がそれぞれの分担箇所での安全点検を実施してきた。

今回の事故の現場となった廊下についても、「窓（枠、棧、ガラス等）は完全であるか」「傘置き場、くつ箱は危険な状態になっていないか」などの安全点検項目により、点検を実施していた。

安全点検表の結果は、月ごとに安全点検担当者がその結果を集約し、児童の安全確保に支障となる事項を認めた場合は、校長・教頭に報告し、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険個所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行う等の措置を講じてきた。

また、校長は、篠山市立古市小学校の転落事故に伴う平成22年6月30日付の文科省からの通知を教育委員会事務局から周知された際には、篠山市の事例では図書室の窓からの転落であったことから、すぐに同校の図書室の窓や本棚の安全確認を行った。その際、同校2階にある図書室の窓には、防球ネットが設置されており、転落の危険性がないことを確認した。

### ② 教職員への指示

校務分掌に安全担当者を定め、各箇所の担当者を決めて毎月の安全点検を確実にを行うよう指示しており、不備があれば改善するように努めてきた。

教室や廊下の「上の大きな窓の開閉」については、4月当初と窓を開ける機会の増える5月頃に、職員会議等で校長から教職員で開閉するよう周知していた。

### ③ 児童への安全教育

学校安全計画に基づき、各学年で発達段階に応じ、生活科における「地域の交通安全」や保健の「ケガの防止」、体育における「着衣水泳」などの安全学習を行ってきた。また、「廊下・階段での安全な歩き方」や「ケガをしない教室での過ごし方」などを指導し、安全への意識を高めてきた。

窓の開閉については、4月当初と5月頃、担任から「上の大きい窓は先生が開閉する」と全児童に指導していた。背の高い6年生が背伸びをして上の大きい窓を開けることがあった場合も、「上の大きい窓は先生が開ける」と指導していた。

また、児童が傘立てに上る、座るなどの行為をした場合は、教職員はその都度指導し、その際、用具入れについても上らないよう指導してきた。

### (3) 教育委員会事務局からの指導状況

#### ① 転落事故防止のための学校に対する通知

文部科学省が作成した「学校における転落事故防止のために」のリーフレット（以下、「文科省リーフレット」という）を平成20年11月10日付学教第3547号で送付し、学校園において天窓に限らず施設全般の安全管理について、児童等の目線に立って十分留意するよう周知した。

平成22年4月8日鹿児島県の小学校において、校舎屋上の天窓から児童が転落した事故を受け、直ちに平成22年4月12日付教施第69号で、天窓を有している学校の安全確保及び児童等目線での危険箇所の確認などについて通知を行い、併せて再度「文科省リーフレット」を送付した。その後、平成22年4月15日に上記転落事故を受けて、文部科学省からの「学校における転落事故等の防止について」の依頼を受け、平成22年5月11日付教保第528号により、学校における安全点検の実施並びに転落事故防止に係る児童への指導と教職員の意識向上の啓発を促した。

さらに、平成22年6月30日付学教第1548号では、本件と同様の兵庫県篠山市での転落事故を受けた文科省通知と「文科省リーフレット」を添付し、「窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である」等の内容を学校に通知した。併せて、今一度日常の安全点検と定期的な安全点検を確実に実施し、危険箇所が発見された場合には早急に改善の措置を講じるなど安全管理の徹底を図るとともに、転落事故の未然防止に向け、児童等が転落につながる危険な行為を取らないよう安全指導の充実に努めるよう周知した。

こうした中、「学校保健安全法」及び「学習指導要領」に則して改訂された、文部科学省発行の学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（全248ページ）を平成22年9月1日付教保第1640号で各学校園に3部送付し、安全教育の充実と適切な安全管理を実施するよう通知した。

#### ② 「学校安全点検指導日」の設定

教職員並びに児童等の安全意識の高揚をはかり、日頃の安全管理指導をさらに徹底する日として毎月15日を「学校安全点検指導日」（昭和49年4月10日付堺教保第30号）と定めている。当該日は学級活動などにおいて安全指導を行い、危険な行動や禁止場所への立入りなど学校における規制事項の周知徹底を図ること、また校舎内外のすべての施設設備を点検対象とし、特に児童等が多く使用すると思われる場所について重点的に点検を行うことを指導している。

また、「堺市立学校園に対する指示事項」では、学校園安全点検指導日には、学校独自に作成した安全点検表で安全点検を綿密に行い、安全を確保するよう指示している。

### 3 事故の背景と要因

#### (1) 背景

今回の事故の背景には、次のようなことが考えられる。

##### ① 安全点検

東深井小学校では、毎月15日を「学校安全点検指導日」として校舎内外の施設・設備・備品の不備や修繕箇所の点検といった視点で安全点検を実施してきた。

篠山市の転落事故に伴う平成22年6月11日の文科省からの通知を教育委員会事務局から周知された際には、その事例が図書室の窓からの転落であったことから、すぐに図書室の窓や本棚を点検し、安全を確認するなどの対応を行ってきた。

また、校内の廊下にある造り付けの傘立てについては、容易に上ることのできる足掛りとなりうる固定物であると判断していた。

しかしながら、廊下窓際に置いていた用具入れについては、上っている児童を見た教職員がいなかったこともあり、児童が上って窓から転落するという危険認識が十分でなく、安全点検において転落の危険箇所とはしていなかった。

##### ② 安全教育（安全指導）

東深井小学校では、安全教育として、保健体育などの教科等で安全学習を行うとともに、ケガの予防や登下校時の安全、災害時の避難の仕方、不審者対応等について、学級活動や学校行事等様々な機会を通して指導してきた。

上の大きな窓については、「窓の開閉は、教職員が行う」こととして、校長が教職員に指示し、児童に周知していた。

また、廊下の造り付けの傘立てについては、容易に上ることのできる足掛りとなりうる固定物であるという判断から、以前より児童が傘立てに上る、座るなどの行為をした場合は、教職員はその都度指導し、その際、用具入れについても上らないよう指導してきた。

しかし、校長は、児童が傘立てや用具入れに上らないよう職員会議等での具体的な指示をしていなかった。

##### ③ 教職員の認識

校長をはじめ教職員は、窓際の傘立てが足掛りとなるものであり、危険であるという認識はあった。しかし、今回の事故につながった用具入れについては、「児童が上ると窓から転落する危険がある」と認識していた教職員もいたが、教職員全員の認識には至らなかった。

上記の背景としては、次のことが考えられる。

- 文科省リーフレットでは、「窓下の足掛りとなるもの」を事例図では箱状の物を示していることや用具入れの高さが約93cmであったこと、棚に荷物が入っており、足を掛けにくい状況であったこと
- 平成22年6月に教育委員会事務局から通知された文科省リーフレットは、教職員に周知されていなかったこと

- 事故後調査した結果、これまで用具入れの上に数人の児童が上っていた事実が判明したが、このことを教職員は認識しておらず、この上には児童が上っていないと捉えていたこと
- 用具入れに上ると窓から転落する危険があるということを職員会議等で話し合われていなかったこと
- 児童が傘立てに乗っていた時や高学年の児童が上の大きい窓を開けた時には、その都度指導していたこと
- 用具入れが少なくとも平成12年から長期間、設置されていた状態であったことや、本市の他の学校でも同じ状況が見られたこと
- 教育委員会事務局は転落事故の防止について学校に通知し、学校の点検と対応については特に報告を求めていること

## (2) 要因

下記のことが、今回の事故につながったと考えられる。

### ① 窓際への用具入れの設置

学校における転落事故の防止については、教育委員会事務局から各学校園に4回にわたり通知しており、添付した転落事故防止のための文科省リーフレットには、「窓下には足掛けとなるものを設置しない」との留意事項が示されている。

今回の事故につながった窓際の用具入れについては、棚に荷物が入っており、足を掛けて上りにくい状況であったことや、その高さ・形状等からみて、校長は「窓下にある足掛けとなるもの」と認識しておらず、教職員はその上に上っている児童を見たことがなかったため、窓際に設置していたことについて危険認識がなかった。

そのため、用具入れを移動又は撤去せず、窓際に設置していた。

### ② 児童に対する指導

教職員は、今回の事故につながった上の大きな窓の開閉は教職員が行うこととして児童に指導していた。また、多数の教職員は用具入れに上らないなどの指導を行っていたが、教職員間で危険意識に差があった。

教職員は、児童が造り付けの傘立てに上ったり座ったりしているのを見かけた時は、その都度指導していたが、職員会議等で個別の状況を報告することがなかった。

また、校長は「高いところに上ると危ない」という一般的な指導を教職員が当然行っているものと考えていた。

さらに、校長をはじめ教職員は、用具入れに上っている児童を見たことがなかった。

そのため、校長は用具入れに児童が上らないように教職員に具体的に指示をしたり、職員会議等で話し合ったりすることもなく、児童に対して、「窓から転落する危険があるため用具入れに上らない」などの具体的な指導が教職員に徹底されていなかった。